

地域包括支援センターについて

1 地域包括支援センター（包括）とは

- ・高齢者が多様な社会資源を活用しながら、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようになるため、包括的、継続的に支援することを目的としています。
- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネ）の3職種を配置し、各職種の専門性を活かした業務を行います。
- ・市内6か所（北部：富士松・雁が音、中部：中部・中央、南部：依佐美・朝日）に設置しています。
- ・包括の業務は、大きく包括的支援事業、介護予防日常生活支援総合事業、指定介護予防支援事業に分けられます。

【包括的支援事業】

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
（多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築）

【介護予防日常生活支援総合事業】

- ④ 介護予防ケアマネジメント業務
（包括的支援事業と一体的に実施）
- ・一般介護予防事業
介護予防における地域づくりの推進

【指定介護予防支援事業】

介護保険における予防給付の対象となる要支援者（要支援1・2）が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、事業者等関係機関との連絡調整など予防給付に関するケアマネジメント業務を行う。

- ・認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を各包括に配置しています。

※「認知症地域支援推進員」・・・認知症に関する医療、介護における専門的知識及び経験を有する有資格者で、国が実施する「認知症地域支援推進員等研修」の修了者。推進員は、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う。

- ・地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を持つ、生活支援コーディネーターを各包括に配置しています。

※「生活支援コーディネーター」・・・高齢者のニーズ、地域資源（場所・モノ・ヒト・金）を把握し、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築を行います。把握した地域資源と高齢者をつなぎ、新たな資源を生み出します。

- ・認知症の人及びその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症初期集中支援チームを各包括に配置しています。

※「認知症初期集中支援チーム」・・・医療及び福祉分野における専門職2人以上と、専門的見識から助言を行う認知症サポート医1人でチームを組み、認知症が疑われる人又は認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントの実施、支援計画等を通じ、介護サービス及び医療につなげていく個別支援を包括的、集中的に行う。

地域包括支援センターのイメージ

地域包括支援センター運営事業(委託)

(1) 包括支援事業、2) 介護予防日常生活支援総合事業、3) 指定

1. 【包括的支援事業】

① 総合相談支援業務

- ・住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

地域ケア会議推進事業(委託)

② 権利擁護業務 虐待防止・早期発見

- ・成年後見制度の利用促進、高齢者虐待への対応など

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

虐待防止	介護サービス	ポランティア
医療サービス	メンタルサービス	成年後見制度
介護相談員	地域権利擁護	民生委員

2. 【介護予防日常生活支援総合事業】

④ 介護予防ケアマネジメント業務

- ・事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成など

実施の手順
 ・アセスメントの実施
 ↓
 ・プランの策定
 ↓
 ・サービスの実施
 ↓
 ・再アセスメント

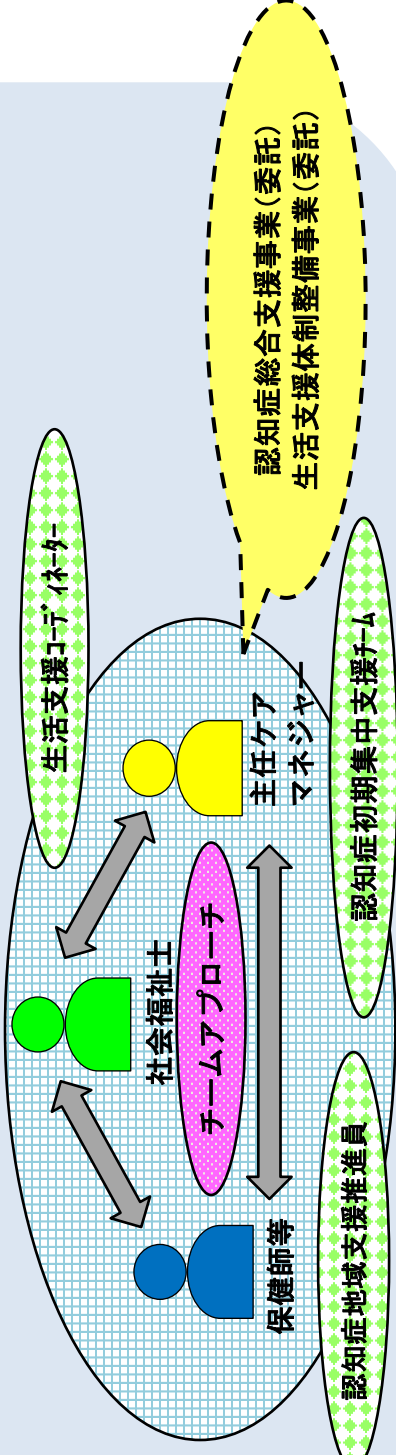
一般介護予防事業

- ・介護予防における地域づくりの推進

3. 【指定介護予防支援事業】

- ・支援者に対する介護予防ケアプランの作成など

実施の手順
 ・アセスメントの実施
 ↓
 ・プランの策定
 ↓
 ・事業者による事業実施
 ↓
 ・再アセスメント



- ・センター運営支援、評価
- ・地域資源のネットワーク化
- ・中立性の確保
- ・人材確保支援

地域包括支援センター 運営協議会

介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体

介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者

地域の社会資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

地域ケアに関する学識経験者

2 基幹型地域包括支援センターとは

【設置目的】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を営むことができる「地域包括ケアシステム」の構築に当たり、市内6か所の地域包括支援センターの運営を適切かつ効率的に実施できる環境を整備することを目的としています。

【設置場所】

刈谷市役所1階に設置しています。

【配置職種】

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネ）の3職種を配置し、各職種の専門性を活かした業務を行います。

【業務内容】

地域包括支援センターからの処遇困難事例及び虐待事例の対応相談、職員資質向上を図るため研修の実施等を行います。

3 地域包括支援センターごとの高齢者人口

・令和8年4月1日現在の高齢者人口及び高齢化率

	人口	高齢者人口 (65歳～)	高齢化率	全高齢者に対して占める割合
刈谷富士松地域包括支援センター	23,440	5,535	23.6%	17.3%
刈谷雁が音地域包括支援センター	27,271	5,167	18.9%	16.1%
刈谷中部地域包括支援センター	34,015	6,603	19.4%	20.6%
刈谷中央地域包括支援センター	18,964	3,714	19.6%	11.6%
刈谷依佐美地域包括支援センター	24,421	5,613	23.0%	17.5%
刈谷朝日地域包括支援センター	24,495	5,394	22.0%	16.9%
刈谷市	152,606	32,026	21.0%	100%

4 令和8年度事業計画

・5～34ページ（令和8年度の各地域包括支援センターの事業計画書）参照

→各事業についての活動目標、支援センター業務、具体的な活動内容、達成目標時期を記載しています。

5 令和8年度予算

単位（千円）

	地域包括支援センター委託一覧							計
	富士松	雁が音	中部	中央	依佐美	朝日	基幹型	
地域包括支援センター運営事業	31,181	34,245	44,879	27,396	31,181	34,245	35,951	239,078
認知症総合支援業務	7,458	7,458	10,385	7,458	7,458	7,458	—	47,675
地域ケア会議推進事業	335	335	627	273	452	452	—	2,474
生活支援体制整備事業	3,649	3,649	3,649	3,649	3,649	3,649	—	21,894

→地域包括支援センターのイメージ図にもありますが、上記4つの事業を委託しています。

6 令和7年度実績報告

・35ページ（令和7年度地域包括支援センター業務報告書（年報））参照

→令和7年度の利用者数、相談件数、援助方法等の実績を記載しています。（単位 件数）

	富士松	雁が音	中部	中央	依佐美	朝日	合計	昨年度比 伸び率 (%)
利用者数	5,471	5,327	8,840	5,972	5,801	7,180	38,591	3.9
相談件数	9,594	8,245	19,682	9,824	10,314	12,558	70,217	9.8

・その他の年間活動実績

地域との連携 (ネットワーク構築)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の地域密着型サービス運営推進会議やサロンへの訪問、いきいきクラブ役員会への参加、民生児童委員協議会での包括PR等 ・いきいきクラブでの介護予防教室の実施 ・認知症サポーター養成講座への講師派遣（29回） ※市内学校13回（中学校6、小学校7）、企業等6回、住民等10回
医療と介護 の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者との連携について、刈谷豊田総合病院との医療連携検討会への出席 ・認知症地域支援推進員として、刈谷医師会認知症委員会（5回）への参画
現状把握・ 課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議を通じた地域課題の把握（28回） ・生活支援・介護予防体制整備推進協議会で地域課題について協議（2回） ・全センターが出席する会議での情報交換 センター長会議…2回、センター連絡会…4回、職種別部会…38回（社会福祉士…12回、保健師…6回、主任ケアマネ…8回、生活支援コーディネーター…12回）、衣浦6市地域包括支援センター連絡協議会…2回 ・刈谷ケアマネ連絡会での情報交換（総会…1回、役員会…10回、研修会…2回）